

教育文化助成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の教育文化団体等が実施する県民の教育文化活動を促進するための事業に対し、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下「財団」という。）が、当該事業に要する経費の一部を助成する教育文化助成事業助成金の交付を適正に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業等)

第2条 助成対象事業及び助成対象経費はそれぞれ別表1及び別表2のとおりとする。

2 理事長は、福岡県内に本拠地を置く教育文化団体等が実施する助成対象事業に対し予算の範囲内において助成対象経費の2分の1以内の助成金を交付するものとする。ただし、助成金の上限額は別表3のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第3条 この助成金の交付申請を行うことができる教育文化団体等は、別表4のとおりとする。

2 この助成金の交付を受けようとする教育文化団体等は、助成金交付申請書（様式1）に事業実施計画・収支予算書（様式2）及び事業実施要領等参考資料を添えて、別途定められた日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び通知)

第4条 理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、別に定める助成対象事業の採択に関する委員会に諮って、適当と認められた事業（以下「助成事業」という。）に対し助成金の交付決定をし、助成金交付決定通知書（様式3）により助成金交付申請をした教育文化団体等（以下「助成対象事業者」という。）に通知するものとする。

2 理事長は、助成金の交付決定をする場合において、その目的を達成するために必要があると認めるときは条件を付することができる。

(事業計画の変更及び承認)

第5条 助成対象事業者は、助成事業の内容を変更（中止を含む。）しようとする場合は、あらかじめ助成事業変更承認申請書（様式4）により理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による変更が当初の事業実施趣旨に沿うものであると認めるとき、又はやむを得ないと認めるときは、助成事業変更承認通知書（様式5）により、当該助成対象事業者に通知するものとする。

3 第1項に規定する変更が、交付決定された助成金の額に変更をきたさないなどの軽微な場合は、報告をもってこれに代えることができる。

(実績報告書の提出)

第6条 助成対象事業者は、助成事業を完了したときは完了後1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに助成事業実績報告書（様式6）に事業実施収支決算書（様式7）及び事業実施参考資料を添えて、理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第7条 理事長は、前条の規定による報告を受け、その内容、成果等を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式8）により当該助成対象事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた助成対象事業者は、通知のあった日から10日以内に助成金請求書(様式9)を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 理事長は、前条に規定する助成金請求書を受けた日から1か月以内に助成金請求書に記載の指定口座に振り込むことにより、助成金を交付する。

(助成金の概算払)

第10条 助成対象事業者は、助成事業の円滑な実施のため、助成金概算払申請書(様式10)により概算払を申請することができる。

2 理事長は、前項に規定する申請が適当であると認められる場合は、概算払をするものとする。

(事業の調査及び検査)

第11条 理事長は、助成事業の実施状況を現地調査し、又は必要書類、帳簿及び関係資料等を検査することができる。

(助成金の返還)

第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の額を減額し、又は一部若しくは全額の返還を求めることができる。

- (1) 助成金の交付申請、実績報告について不正の事実があった場合
- (2) 助成金を目的以外の用途に使用した場合
- (3) 事業計画の変更の承認を事前に受けなかった場合
- (4) 助成事業の実施状況の調査や必要書類等の検査を拒んだ場合
- (5) その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた場合
- (6) 助成金確定額が第10条による助成金の概算払額を下回った場合

2 返還の場合の振込手数料は、助成対象事業者の負担とする。

(帳簿及びその証拠書類の保存)

第13条 助成対象事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整理し、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人への移行の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月8日から施行し、平成26年度教育文化助成事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月24日から施行し、平成28年度教育文化助成事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月3日から施行し、令和2年度教育文化助成事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月3日から施行し、令和3年度教育文化助成事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月7日から施行し、令和5年度教育文化助成事業から適用する。